



## バスケット台（移動式）のSG基準

通商産業大臣承認 5 産第 1471 号・平成 5 年 9 月 22 日  
一般財団法人製品安全協会改正・28 安全業 G 第 129 号 2017 年 1 月 10 日

一般財団法人 製品安全協会

## 体育施設用器具専門部会専門委員名簿

(委員は50音順)

	氏名	所属
(部会長)	小林 肇	元 独立行政法人産業技術総合研究所
(委員)	大江 俊英	公益財団法人日本体育施設協会施設用器具部会
	大口 達郎	一般財団法人ボーケン品質評価機構
	小川 隆	株式会社小川長春館
	柘平 洋夫	テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社
	窪 政司	株式会社都村製作所
	今野 由夫	公益財団法人日本体育施設協会
	重森 仁	日本スポーツ用品協同組合連合会
	柴田 和弥	セノー株式会社
	須藤 実和	慶應義塾大学大学院
	高橋 直	株式会社エバニュー
	灰西 克博	公益財団法人日本バレーボール協会
	舟岡 修慈	株式会社舟岡製作所
	松浦 正史	東洋殖産株式会社
	三上 貴正	東京工業大学
	宮村 康夫	一般社団法人日本スポーツ用品工業協会
	山本 雅一	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	渡邊 豊	東京海洋大学大学院
(関係者)	経済産業省製造産業局生活製品課 経済産業省商務流通保安グループ製品安全課	
(事務局)	一般財団法人製品安全協会	

# バスケット台（移動式）のSG基準

## SG Standard for Movable Basketball Equipment

### 1 基準の目的

この基準は、バスケット台（移動式）の安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項について定め、一般消費者の生命又は身体に対する被害の発生の防止を図ることを目的とする。

### 2 適用範囲

この基準は、主として一般競技や体育運動に使用するバスケット台の内、移動して設置することができるもの（以下「バスケット台」という。）について適用する。

### 3 種類

バスケット台の種類は、次のとおりとする。

#### I. 移動方法による種類

- (1) 車輪移動形：車輪を利用して移動するバスケット台。
- (2) 車輪なし手持ち移動形：持ち上げて移動するバスケット台。

#### II. 使用環境による種類

- (1) 屋内用：体育館等の屋内で使用するバスケット台。
- (2) 屋外用：運動場等の屋外で使用するバスケット台。

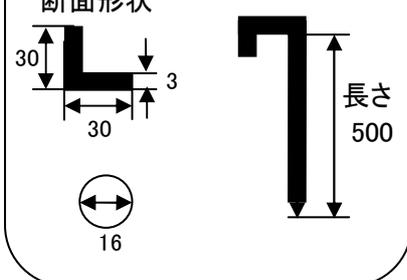
#### III. ゴールリングの高さによる種類

- (1) 一般用：主として中学生以上の年齢を対象としたゴールリングの高さを有したバスケット台。
- (2) ミニバスケットボール用（以下「ミニバス用」という。）：主として小学生以下の年齢を対象としたゴールリングの高さを有したバスケット台。

注. ゴールリングの高さを一般用とミニバス用とに調整できるものは、一般用とみなす。

#### 4 安全性品質

バスケット台の安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法									
1. 外観及び構造	<p>1. バスケット台の外観及び構造は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 表面にめっき、塗装等が施されているものにあつては、素地の露出、はがれ、さび等がないこと。</p> <p>(2) 手指等が触れる部分には傷害を与えるようなばり、とがり等がないこと。</p> <p>また、鋭利な角部が露出する部分には、容易に外れないカバーで覆う等の措置を講ずること。</p> <p>(3) 外部に現れるボルト・ナット、溶接部等の先端は、著しく突出していないこと。</p> <p>(4) 屋外用の木製バックボードにあつては、各端面から雨水の侵入がないよう樹脂皮膜等の措置を講ずること。</p> <p>(5) 屋外用にあつては、フレームへのバックボードの取付けは、通しボルト等により、強固に取り付けられていること。</p> <p>(6) 車輪移動形にあつては、打込みくい以外の移動防止機構を有すること。</p> <p>(7) 打込みくいを用いるものにあつては、打込みくいは鋼製であり、かつバスケット台を確実に保持できる構造であること。</p>	<p>1.(1) 目視、触感等により確認すること。</p> <p>(2) 目視、触感等により確認すること。</p> <p>(3) 目視、触感等により確認すること。</p> <p>(4) 目視、触感等により確認すること。</p> <p>(5) 目視、触感等により確認すること。</p> <p>(6) 目視、触感等により確認すること。</p> <p>(7) 目視、触感等により確認すること。</p> <div data-bbox="1053 1601 1460 1960" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;">参考図(単位: mm 以上)</p> <p style="text-align: center;">断面形状</p>  </div>									
	<p>表 1. 打込みくいの断面形状及び寸法 (単位: mm)</p> <table border="1" data-bbox="354 1780 1029 1926"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>断面形状</th> <th>長 さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>等辺山形鋼</td> <td>30×30×3 以上</td> <td>500 以上</td> </tr> <tr> <td>棒 鋼</td> <td>直径 16 以上</td> <td>500 以上</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	断面形状	長 さ	等辺山形鋼	30×30×3 以上	500 以上	棒 鋼	直径 16 以上	500 以上	
区 分	断面形状	長 さ									
等辺山形鋼	30×30×3 以上	500 以上									
棒 鋼	直径 16 以上	500 以上									

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
<p>2. 安定性及び耐荷重性</p>	<p>(8) 支柱前面には、選手等の衝突時の傷害を防ぐための防護用マットが取り付けられていること。</p> <p>(9) 重錘は、十分な強度を有し、確実に基台に固定されていること。ただし、移動時に取外し可能な重錘を有したバスケット台にあっては、通常の使用時に容易に移動したり、外れたりしないよう確実に固定されるものであること。</p> <p>2. (1) 通常の使用時、ゴールリング前端に、一般用は 1176N、ミニバス用は 784N の力を加えたとき、浮き上がりがなく、各部に破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p> <p>(2) 重錘等を取り外した時、ゴールリング前端に、98N の力を加えたとき、浮き上がりがなく、かつ各部に破損等のないことを目視等により確認すること。</p>	<p>(8) 目視、触感等により確認すること。</p> <p>(9) 目視、触感等により確認すること。</p> <p>2. (1) バスケット台を水平、平坦な床面上に設置し、重錘や打込みくいを用いるものにあつてはそれらを使用した上で、図 1 に示すようにゴールリング前端に、一般用は 1176N、ミニバス用は 784N の力を加える。このとき、基台後部に浮き上がりがなく、かつ各部に破損等のないことを目視等により確認する。</p> <p>引き続き、力を除去し、各部に異状等がないことを目視等により確認すること。</p> <p>(2) 重錘等を取り外して(1)と同様な試験を行い、98N の力を加えて浮き上がりのないことを目視等により確認すること。</p> <div data-bbox="997 1400 1364 1848" data-label="Image"> </div> <p>図 1 通常使用時のゴールリングへの試験例図 (車輪なし手持ち移動形の場合)</p>

<p>3. 材 料</p>	<p>3. バスケット台の材料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 接触腐食を起こすおそれのある箇所及びさびのでおそれのある箇所の金属部には防せい処理が施されていること。</p> <p>(2) 屋外用バスケット台の木製バックボードには、耐候性のあるものを使用すること。</p>	<p>3. (1) 目視、触感等により確認すること。</p> <p>(2) 合板の日本農林規格（平成 26 年 2 月 25 日改正 農林水産省告示第 303 号）に規定される一類、又はこれと同等以上の耐候性を有した材料を使用していることを確認すること。</p>
---------------	--	---

## 5 表示及び取扱説明書

バスケット台の表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表 示	<p>1. バスケット台には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。</p> <p>なお、(3)はバスケット台外表面の目につきやすい位置に、大きな文字等でその趣旨を表示すること。</p> <p>ただし、(3)の内、その製品に該当しない表示については、表示しなくてもよい。</p> <p>(1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3) 使用上の注意</p> <p>(a) バスケット台によじ登ったり、ゴールリング等にぶら下がったりしないこと。</p> <p>(b) 移動は必ず管理者のもとで行うこと。</p> <p>(c) 重錘を取り外すと転倒しやすくなるため、注意すること。</p> <p>(d) 屋外用にあつては、強風等による転倒に注意すること。</p> <p>(4) 安全な使用のため取扱説明書をよく読んで使用する旨。</p>	<p>1. 目視及び触感により確認すること。</p> <p>(3)の表示は、下地と同色、同光沢の表示ではなく、字の大きさ（縦寸法）は 9.2mm 以上であることを確認すること。なお、イラストを併記する場合又は字の大きさが 9.8mm 以上の「警告」等の表題と併記する場合は 4.2mm 以上であることを確認すること。</p>
2. 取扱説明書	<p>2. バスケット台には、取扱説明書を必ず読み、読んだ後保管する旨及び次に示す趣旨の各項目を明示した取扱説明書を添付すること。なお、(2)、(3)、(4)及び(5)はイラストを併記すること。</p> <p>ただし、その製品に該当しない項目は、省略してもよい。</p>	<p>2. 専門用語、あて字、略語等が使用されておらず、一般消費者が容易に理解できるものであることを確認すること。</p> <p>なお、取扱説明書の必読及び保管の旨は取扱説明書の表題等の目につきやすい位置に枠等を付して、容易に消費者の目に入るような工夫がされていることを確認すること。</p>

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(1) 管理者を定め、設置・移動・使用・点検等の際に注意・指導を行い、安全に取り扱うこと。</p> <p>(2) 取扱説明書は必ず読み、読んだあと保管すること。</p> <p>(3) 種類</p> <p>(4) 各部の名称</p> <p>(5) バスケット台、重錘及びバックボードの質量</p> <p>(6) 組立・解体の方法及び手順 （バックボードの取付方法及び部品の一部が取外されている場合の組立・解体方法を含む。）</p> <p>(7) バスケット台の設置方法 （打込みくい使用の場合は、打込位置、角度、打込方法、抜き方法等を含む）</p> <p>(8) 使用上の注意</p> <p>(a) 車輪移動形は、安定性を確保するため、ストッパ等による固定は必ず行うこと。</p> <p>(b) 使用時には、防護用マットが確実に取り付けられていることを確かめてから使用すること。</p> <p>(c) 重錘が適正に装備されていないと安定性を十分確保できないため、使用前に重錘の装備を確認すること。</p> <p>(d) 屋外用は、雨水等による木材部の腐食や、金属部のさびの発生が</p>	<p>(6) 組立式のバスケット台については、組立要領説明と組立時チェックシートが取扱説明書または別紙にて記載されていること。必要に応じて、一般消費者が容易に理解できるよう図で明示されているかを確認すること。</p> <p>なお、組立具合の確認方法も記載されていること。例えば、ゴールをゆり動かして異音等が出ないか、ゆり動かした後に顕著な隙間や変形等が発生しないかなどが記載されているか確認すること。</p>

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>あると、必要な基本強度に影響を与えるおそれがあるため、使用前には各部を点検すること。</p> <p>(e) バスケット台に接触したり、シュートの際に、バスケット台の各部に著しいゆれが生じた場合はただちに使用をやめ、製造業者等に連絡し、点検を受けること。</p> <p>(f) 以下のような行為を行うとバスケット台と共に転倒するおそれがあるため、禁止する旨。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ よじ登ること。</li> <li>・ ゴールリングやバックボード部にぶら下がったり、遊具として使用すること。</li> </ul> <p>(9) 移動上の注意</p> <p>(a) バスケット台の移動は、必ず管理者の指導下で行うこと。</p> <p>(b) 移動の方法</p> <p>車輪なし手持ち移動形にあっては、特に傾斜方法、必要人数、保持位置等を詳細に明記すること。</p> <p>(10) 保管上の注意。</p> <p>(a) 保管時には、必ず所定の重錘を載せて、移動防止機構等により移動しないようにしておくこと。</p> <p>(b) 他の器具等の移動時などにバックボードやバスケット台基台部が接触すると、転倒や破損の恐れがあるため、保管場所に注意すること。</p> <p>(c) 屋外用は、強風等により転倒や破損のおそれがあるため、注意予報等により、建物に固定したり、倒して枕木等に載せるなどの措置を講ずること。</p> <p>なお、夏休み等、長期にわたっ</p>	<p>(a) 移動する際の必要人数を記載し、転倒しないように注意する旨が記載されてこと。</p>

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>て使用しない場合も同様の措置を講ずること。</p> <p>倒しておく場合はその方法及び起こす方法。</p> <p>(d) 安全点検は、表 2 に従って行うこと。また、必要に応じて修理又は部品の交換を行うこと。</p> <p>(11) S G マーク制度は、バスケット台の欠陥に基づいて発生した人身事故に対する賠償制度である旨。</p> <p>(12) 製造業者、輸入業者、販売業者等の名称、住所及び電話番号。</p>	

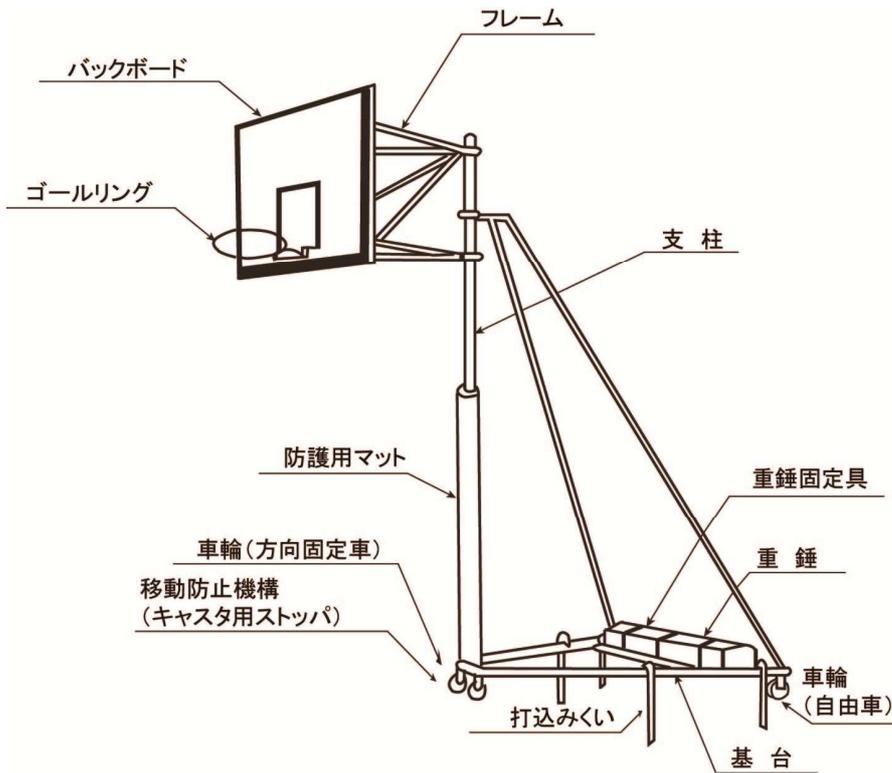
表2 安全点検項目

項目	点検箇所	点検内容	点検方法	定期点検時期
ゴールリング	折り曲げ部分	き裂、がたつき、破損、変形、さび等がないかを確認する。	目視、触感、操作	6か月ごと
	ネット掛け具	破損、変形、さび等がないかを確認する。	目視、触感	6か月ごと
バックボード	リング取付部	割れ、がたつき等がないかを確認する。	目視、触感	3か月ごと
	バックボードの表面・端面	き裂、はがれ、ささくれ、割れ、変形等がないかを確認する。	目視、触感	3か月ごと
基台 フレーム 支柱等	各フレーム及び支柱	破損、変形、さび等がないかを確認する。	目視、触感	6か月ごと
	接合部	ボルト・ナットの破損、変形、ゆるみ等がないかを確認する。	目視、触感、操作	3か月ごと
	組立具合	ゴールをゆり動かして異音等が出ないか、ゆり動かした後に顕著な隙間や変形等が発生しないかを確認する。	目視、触感、操作	3か月ごと
	車輪部	摩耗、破損、変形、がたつき等がないかを確認する。	目視、触感、操作	3か月ごと
	移動防止装置（ストッパ等）	摩耗、がたつき、誤作動がないか及び固定性に不具合がないかを確認する。	目視、触感、操作	3か月ごと
	打込みくい又は重錘	破損、変形、さび等がないかを確認する。 指定された箇所に正常に設置されているかを確認する。	目視、触感、操作	3か月ごと
	防護用マット	破れ、変形、へたり等がないかを確認する。 ※SG付の体育運動用緩衝パッドであれば、その点検表もお使いください。	目視、触感、操作	3か月ごと
表示	注意ラベル	注意事項として次の旨の表示がされているか確認する。また、ラベルに破損、はがれがないか、文字の読取可能か等を確認する。 ・よじ登ったり、ゴールリング等にぶら下がったりしないこと。 ・移動は必ず管理者のもとで行うこと。 ・重錘を取り外すと転倒するためしやすくなるため、注意すること。 ・屋外用にあっては、強風等による転倒に注意すること。	目視	3か月ごと

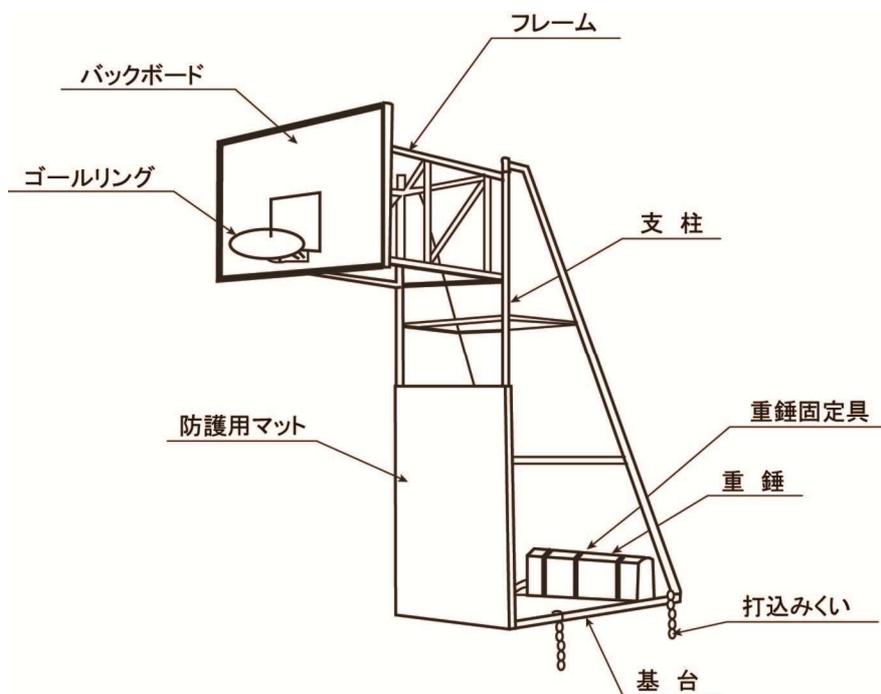
※定期点検は点検記録を残すこと。

※上記の点検内容にもとづいて日常点検を行ってください。

※異状が確認された場合は直ちに使用を中止して、製造者や販売者等にすみやかに連絡をとり、修理または交換等の適切な処置をしてください。



参考図1 各部の名称等 (車輪移動形バスケット台)



参考図2 各部の名称等 (車輪なし手持ち移動形バスケット台)

## バスケット台（移動式）の解説

### 1 基準名称

他の体育施設用器具の SG 品目とも表記方法を合わせるため、名称を変更した。  
移動式バスケット装置→バスケット台（移動式）

### 3 種類

移動方法・使用環境・ゴールリングの高さにより種類分けした。

### 4 安全性品質

基準 4.1.(4) 屋外用の木製バックボードにあつては、各端面から雨水が侵入すると腐食劣化してしまう可能性があるため、樹脂皮膜等の措置を講ずることとした。

基準 4.1.(7) 打込みくいがあるものにあつてはその仕様を明確にした。

基準 4.1.(8) 支柱前面には、選手や審判等の衝突時の傷害を防ぐための防護用マットが取り付けられていることとした。

基準 4.1.(9) 重錘は、通常の使用時にバスケット台の転倒及び基台の浮き上がり等を防止するためのものであり、確実に固定されるものとした。

基準 4.2.(1) 安定性及び耐荷重試験：通常の使用時にゴールリング前端に所定の力を加えたとき、浮き上がりがなく、各部に破損、変形及び使用上支障のある異状がないことを確認することとした。(2) また、重錘等を取り外して、加える力を変えて同様な試験を行い、浮き上がりがいないか確認することとした。

基準 4.3. 材料：用途に合わせて、金属部の防せい処理、木材部の耐候性について規定した。

### 5 表示及び取扱説明書

基準 5. 表示・取扱説明書並びに点検表について、注意すべき項目を記載した。

※参考値、参考図及び参考表の部品や寸法等は全て参考のものとする。

以上